

2020年1月28日

各 位

一般社団法人 全国労働金庫協会

## 盜難通帳による不正支払および口座不正利用等に関するアンケート結果について

「盜難通帳による払出し件数・金額」「口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況」「偽造キャッシュカード等による預金払出し等」「盜難キャッシュカード等による預金払出し等」「インターネット・バンキングによる預金等不正支払について」(2019年12月末基準)に関するアンケートを全国の労働金庫を対象に実施し、その結果を取りまとめましたので、お知らせいたします。

### 1. 盗難通帳による払出し件数・金額

(単位：件、百万円)

申出時期	件 数	金 額
2000年度	1	1
2001年度	8	16
2002年度	18	56
2003年度	16	23
2004年度	3	5
2005年度	4	8
2006年度	2	5
2007年度	2	2
2008年度	4	4
2009年度	4	0
2010年度	0	0
2011年度	1	0
2012年度	0	0
2013年度	0	0
2014年度	0	0
2015年度	1	0
2016年度	1	0
2017年度	1	0
2018年度	1	0
2019年度	0	0

4月～6月	0	0
7月～9月	0	0
10月～12月	0	0

(注 1) 「盗難通帳による払い出し」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」との申出があり、実際に払い出されているもの。

(注 2) 「申出時期」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」との申出があった時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

## 2. 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況

(単位：件)

時 期	利用停止	強制解約等	合 計
2003 年度	2 2	4 ( 3 )	2 3
2004 年度	8 9	3 ( 3 )	8 9
2005 年度	9 6	8 ( 8 )	9 6
2006 年度	9 2	5 ( 3 )	9 4
2007 年度	9 7	3 ( 3 )	9 7
2008 年度	9 6	7 8 ( 7 2 )	1 0 2
2009 年度	6 8	6 1 ( 5 6 )	7 3
2010 年度	5 5	4 0 ( 3 9 )	5 6
2011 年度	2 0 7	9 8 ( 9 0 )	2 1 5
2012 年度	2 4 7	2 4 1 ( 2 2 7 )	2 6 1
2013 年度	2 0 5	1 8 8 ( 1 6 7 )	2 2 6
2014 年度	1 6 5	1 6 1 ( 1 5 9 )	1 6 7
2015 年度	1 9 5	1 4 2 ( 1 3 6 )	2 0 1
2016 年度	2 2 0	1 6 3 ( 1 2 7 )	2 5 6
2017 年度	2 2 3	1 4 8 ( 1 1 3 )	2 5 8
2018 年度	2 3 4	1 8 5 ( 1 6 1 )	2 5 8
2019 年度	1 5 7	1 1 8 ( 1 0 3 )	1 7 2
4月～6月	5 4	4 2 ( 3 8 )	5 8
7月～9月	5 7	4 5 ( 3 9 )	6 3
10月～12月	4 6	3 1 ( 2 6 )	5 1

(注 1) 「口座不正利用」とは、「ヤミ金融業者の返済金振込口座（出資法違反等）」、「サイト利用代金等の債権を譲り受けたと偽って架空の代金請求をする際の代金振込口座（詐欺）」、「いわゆる『振り込め詐欺』における振込口座（詐欺）」等、法令や公序良俗に違反する行為に預金口座が利用されること。

(注 2) 「件数」は、原則として口座単位。

(注 3) 強制解約等の件数のカッコ内は、当該期間を含め既に口座利用停止措置を講じていた口座について、その後強制解約等に至った件数。

(注 4) 「合計」は、利用停止および強制解約等（除く既口座利用停止）の合計。すなわち、「2019 年 10 月～年 12 月」の合計は、46（利用停止件数）+31（強制解約等件数）-26（既口座利用停止件数）=51。

### 3. 偽造キャッシュカード等による預金払出し等について (単位：件、千円)

期 間	件 数	金 額
2001 年度	0	0
2002 年度	0	0
2003 年度	2	434
2004 年度	6	6,306
2005 年度	13	9,316
2006 年度	7	2,405
2007 年度	7	801
2008 年度	6	1,798
2009 年度	5	2,183
2010 年度	6	2,392
2011 年度	18	15,683
2012 年度	36	17,894
2013 年度	1	500
2014 年度	3	440
2015 年度	1	120
2016 年度	4	2,620
2017 年度	9	5,877
2018 年度	8	2,464
2019 年度	7	16,289
4 月～6 月	1	6,300
7 月～9 月	2	2,990
10 月～12 月	4	6,999

(注 1) 「偽造キャッシュカード等による預金払出し等」とは、お客さまからの申出等があり、ジャーナル等

を確認した結果、偽造キャッシュカードによる預金払出しである、もしくは偽造カードによるロー

ンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをカウント。件数・金額が把握できない場合は「－」、ゼロの場合は「0」と表示。

(注 2) 「期間」とは、偽造キャッシュカード等により預金払出し等が発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

(注 4) 「金額」は、千円未満切り捨て。

#### 4. 盗難キャッシュカード等による預金払出し等について

(単位：件、千円)

期 間	件 数	金 額
2005 年 10 月～12 月	35	18, 962
2006 年 1 月～3 月	36	21, 902
2006 年度	123	52, 326
2007 年度	73	31, 128
2008 年度	71	32, 175
2009 年度	69	35, 444
2010 年度	77	43, 251
2011 年度	60	19, 355
2012 年度	33	12, 181
2013 年度	20	6, 072
2014 年度	23	8, 257
2015 年度	11	2, 793
2016 年度	18	9, 664
2017 年度	58	29, 061
2018 年度	77	43, 661
2019 年度	68	40, 212
4 月～6 月	17	11, 265
7 月～9 月	22	14, 384
10 月～12 月	29	14, 563

(注 1) 「盗難キャッシュカード等による預金払出し等」とは、お客さまからの申出等があり、ジャーナル等を確認した結果、盗難キャッシュカードによる預金払出しである、もしくは盗難カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをカウント。

(注 2) 「期間」とは、盗難キャッシュカード等により預金払出し等が発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

(注 4) 「金額」は、千円未満切り捨て。

5. インターネット・バンキングによる預金等不正支払について（注1）

（1）インターネット・バンキングによる預金等不正払出し（個人）

（単位：件、千円）

期 間 <sup>(注2)</sup>	件数 <sup>(注3)</sup>	金額 <sup>(注4)</sup>
2008年3月末	1	6, 650
2008年度	0	0
2009年度	0	0
2010年度	0	0
2011年度	5	4, 131
2012年度	0	0
2013年度	0	0
2014年度	3	4, 709
2015年度	7	8, 161
2016年度	10	9, 699
2017年度	13	11, 617
2018年度	10	17, 675
2019年度	5	10, 731
4月～6月	1	200
7月～9月	2	658
10月～12月	2	9, 873

（注1） お客様（預金者）からの申出があり、その時点で当該口座を確認したところ、お客様の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動されている等、お客様本人以外による預金の不正な払戻しが発生しており、不正な資金移動後、実際に不正利用者により預金が払い出された件数・金額を計上。

（注2） 「期間」とは当該事案について、不正な資金移動が発生した時期。

（注3） 「件数」とは、原則、預金名義人単位の件数。

（注4） 「金額」は、千円未満切り捨て。

(2) インターネット・バンキングによる預金等不正払出し（団体）

(単位：件、千円)

期 間 <sup>(注 2)</sup>	件数 <sup>(注 3)</sup>	金額 <sup>(注 4)</sup>
2008 年 3 月末	0	0
2008 年度	0	0
2009 年度	0	0
2010 年度	0	0
2011 年度	0	0
2012 年度	0	0
2013 年度	0	0
2014 年度	0	0
2015 年度	0	0
2016 年度	0	0
2017 年度	0	0
2018 年度	0	0
2019 年度	0	0
4 月～6 月	0	0
7 月～9 月	0	0
10 月～12 月	0	0

(注 1) お客さま（預金者）からの申出があり、その時点で当該口座を確認したところ、お客さまの意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動されている等、お客さま本人以外による預金の不正な払戻しが発生しており、不正な資金移動後、実際に不正利用者により預金が払い出された件数・金額を計上。

(注 2) 「期間」とは当該事案について、不正な資金移動が発生した時期。

(注 3) 「件数」とは、原則、預金名義人単位の件数。

(注 4) 「金額」は、千円未満切り捨て。

以 上